

道の駅やちよ衛生管理業務基準

1 受水槽清掃

八千代ふるさとステーションにおいては、水道法第34条の2第1項に規定する基準である水道法施行規則第55条に基づき、受水槽清掃年1回行うこと。

2 簡易専用水道検査

八千代ふるさとステーションにおいては、水道法第34条の2第2項に規定する基準である水道法施行規則第56条に基づき、千葉県を営業区域として登録している厚生労働大臣登録検査機関に依頼して、水質検査及び管理状況検査を行い、その結果を健康福祉センター（保健所）に報告すること。

3 トイレ除菌・消臭

各施設において下記の個数設置を行い、回数点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

- ・男子小便器で洗浄、脱臭、静菌、芳香、尿石による詰まり防止する器具 4個
年間6回の保守点検
- ・男子トイレ、女子トイレの芳香と消臭を行い、来館者に快適な空間を提供すること。
- ・手洗石鹸の補充等を行うこと。

(2) やちよ農業交流センター

- ・男子小便器で洗浄、脱臭、静菌、芳香、尿石による詰まり防止する器具 7個
年間6回の保守点検
- ・男子トイレ、女子トイレの芳香と消臭を行い、来館者に快適な空間を提供すること。
- ・手洗石鹸の補充等を行うこと。
- ・男子トイレ、女子トイレに1個ずつハンドドライヤーの設置を行い、年間6回程度保守点検を行うこと。

4 日常清掃

各施設において、誰もが快適に利用できるように、原則として毎日館内の床及びトイレの清掃、ごみ収集などの清掃を行うこと。作業をするにあたっては、利用者への妨げや業務への支障がない時間帯に行うこと。

5 定期清掃

各施設において下記の個数設置を行い、回数点検等を行うこと。

- (1) 八千代ふるさとステーション
- ・木床, 石材床, 弾性床, 繊維床清掃 月1回
 - ・ガラス清掃 (低所) 2か月に1回
 - ・ガラス清掃 (高所) 年1回
 - ・天井の梁清掃 年1回
- (2) やちよ農業交流センター
- ・石材床, 防滑性ビニル床清掃 月1回
 - ・ガラス清掃 2か月に1回